

淀川水系流域委員会 提言説明会

議 事 録 (確 定 版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川那部委員（委員会・琵琶湖部会長）

塚本委員（委員会・淀川部会）

日 時：平成 15 年 1 月 18 日（土）14：00～17：10

場 所：カラスマプラザ 21 8 階大・中ホール

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

これより淀川水系流域委員会提言説明会を開催いたします。司会進行は、庶務を担当しております三菱総合研究所が務めさせていただきます。私、関西研究センターの近藤です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の提言説明会は、昨日行われました委員会におきまして、淀川水系流域委員会による提言がとりまとめられました。それを受けまして、流域住民の皆さま方に対して提言の内容を直接ご説明し、ご理解頂くということを目的に本日開催いたしました。まず第Ⅰ部として、委員から提言の内容についてご説明申し上げます。その後、休憩 20 分を挟み、第Ⅱ部としまして、会場の皆さまから提言についての質問を頂いておいて、それについて委員からご回答を通じて、提言の内容に関して、委員と皆さま方とのやりとりを行いたいと思っております。

お手元の資料を確認させていただきます。封筒の中に入っております、まず黄緑色の「発言にあたってのお願い」、発言される際には、こちらをご一読下さい。それから、2 枚目がウグイス色の「新たな河川整備をめざして」、プログラムというのがあります。それから、3 が、分厚く、ホッチキス 2 つでとめています提言（案）、「新たな河川整備をめざして」という冊子があります。これは昨日の委員会の資料ですが、昨日の委員会で「(案)」がとられ、「提言」となっております。それから、「提言への質問記入用紙」。休憩を挟んで後半に皆さまから質問頂くことになっておりますが、その質問をあらかじめ記入して頂くためのものです。それから、「住民意見の聴取・反映方法に関する提案」。最後に、この提言説明会に対するアンケート用紙です。

「提言への質問記入用紙」について説明いたします。最初の 60 分間の説明が終わった後、20 分休憩しますが、休憩時間に入るまでに、このようなことを後半で尋ねたい、委員に質問したいといった質問事項を書いて頂いて、休憩時間に入りましたら、会場の四隅の質問回収箱の中にお入れ頂けますでしょうか。それを休憩時間の間に、同じような意見はまとめて、その中から代表的な意見を取り上げさせて頂いて、委員と会場の皆さまとやりとりさせていただきます。また、質問を提出して頂いた方に補足説明をお願いする場合があります。その時は、どうぞご協力よろしくお願い申し上げます。黄色と白のアンケート用紙につきましては、説明会終了後に、会場の受付横に置いてある箱の方に入れて下さい。よろしくお願い致します。

それでは、これから第Ⅰ部を行います。まず、淀川水系流域委員会の芦田委員長から、ごあいさつと提言の全般的なご説明をいたします。それから引き続き、最終提言作業部会リーダーの今本委員、一般意見聴取ワーキングリーダーの三田村委員から提言の内容についての説明を行います。

それでは、芦田委員長よろしくお願い致します。

○芦田委員長（委員会）

本日は、流域委員会提言説明会にご参加頂きまして、心より御礼申し上げます。

淀川水系流域委員会というのは、国土交通省が今後 20～30 年後を目指した淀川水系の河

川整備計画をつくるために、学識経験者の意見を聞く場として設けられたものですが、従来にはない特徴があります。1 つは、従来ですと、事務局が原案をつくって、委員が審議するというような方式が多かったわけですが、流域委員会では最初の原案をつくる前の段階から、どういう原案をつくればよいかというようなことを審議する形でスタートしております。それからもう1つは、流域委員会の運営を中立的な立場で行うということと審議の過程や結果を徹底的に情報公開するということです。その過程で一般の皆さま方からの意見を募集しまして、参考にさせて頂くということで、今まで非常に多くの意見をお寄せ頂きました。この席を借りて御礼を申し上げる次第です。頂いたご意見をどのように反映したかということにつきまして、庶務の方で整理しており、その整理が終わりますと、頂いた意見を下された皆さまの方にご連絡するようになっている次第です。

非常にユニークな特徴を持った流域委員会で審議を重ね、ようやく、これからどういう河川整備を行っていくかという方向を示した提言ができました。昨日、その提言を国土交通省の方に提出しました。国土交通省では、提言に基づきまして河川整備計画原案をつくるということになるわけです。もちろん、一方で、住民関係者の意見も聴き、反映した河川整備計画をつくるということです。

提言の内容につきましては後ほど説明いたしますが、基本的なことを説明したいと思います。従来からの治水、利水を中心とした河川整備によって水害が減少しましたし、河川利用も非常に進んできたということで、非常に効果を上げてきたわけですが、自然環境の面では非常に荒廃してきたという面もあります。そういうことから、従来進めてきた河川整備の方向を大きく転換して、河川環境の保全と回復を重視した整備へ大きく転換しようということです。もちろん、治水、利水はどうしてもよいというわけではありません。そういったものと整合を図りながら進めていくということで、いろいろ提言の中に方策を盛り込んでおります。そういったことについてこれから説明いたします。よろしくお願いいたします。

今日は、どうもご出席ありがとうございました。

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

それでは、引き続き、提言の内容につきまして今本委員の方からパワーポイントを使いましてご説明申し上げます。なお、パワーポイントの資料につきましては、後ほど会場で順次配らせて頂きます。しばらく正面の画面をご覧なりながらお聞き下さい。

○今本委員（委員会・淀川部会）

提言、1 章から 4－6 までの説明をさせていただきます。

芦田委員長からの報告にもありましたように、この提言の特徴の第 1 は、「委員による執筆」ということです。担当の委員が執筆いたしましたので、表現に稚拙なところもあるかと思いますが、その辺は大目に見て頂きたいと思います。それから、特徴の 2 番目は「河川管理者の協力」ということです。河川管理者は流域委員会からの要請に応じて、いろいろな資料を提供してくれました。そのおかげで、この提言ができあがったわけですが、こ

ここで特に強調しておきたいのは、河川管理者から何の圧力も依頼もなかったということです。これはあたり前といえばあたり前なのですが、委員の中にもそういうことがあったのではないかという意見を寄せられる方もいらっしゃいましたので、あえてつけ加えさせて頂きます。特徴の3番目は「委員および一般からの意見による修正」です。これも先ほどの委員長からの説明にありましたように、随分多くの方に意見を寄せて頂きました。委員以外にも自治体の方、或いは一般市民の方、本当に多くの方から頂きました。もちろん、それらは全て読ませて頂き、できるだけ取り入れるように努力はいたしました。全てが取り入れられているわけではありません。特に取り上げなかった意見につきましては、何故取り上げなかったかということ、もし機会があれば、説明したいと考えております。特徴の4番目は「庶務の協力」です。庶務はお金をもらってやっているわけですから、当然といえば当然なのですが、深夜まで協力してくれました。感謝しております。そういったことをベースにして、この提言はできております。

まず、「河川とは」ということですが、この提言の説明をする前に、皆さま方との認識を共通のものにしておきたいということで、簡単に説明させて頂きます。高橋裕先生の『河川工学』に出ている定義ですと、「河川とは、地表面に落下した雨や雪等の天水が集まり、海や湖等に注ぐ流れの筋（水路）等と、その流水とを含めた総称である。」ということです。つまり、河川というものを、水を流す器と水そのものとはとらえております。それともう1つ、河川は自然公物であると言われますが、人間が造る道路やダムや橋と違って、川は川そのもの、自然がつくるものだということです。

川には、水の他、土砂等さまざまなものが流れています。浮いたり沈んだりいろいろです。また、流れや空間を利用して生物が行き来しております。このことが河川の存在を非常に高めているということも事実です。

次に、「河川の機能」です。機能というのはわかりにくい言葉なので、川の働きといった方がよいのかもわかりません。川の機能には、利用、利水、治水、環境、この4つがあると言われています。このうち、利用と利水がどう違うのか、きちんとした定義はありませんが、ここでは水を河川から引いて利用することを利水、川そのものにある、或いは川そのものを利用するということを利用ということで分けております。治水というのは洪水対策ということで、これは皆さまご存じのことです。次に、環境ですが、環境というのは、30～40年ほど前から重視されてきました。それまでは日本の川というのは、殆ど全ての川が清流だったのですが、それが汚れてきた、環境が損なわれてきたということで問題になっております。これが河川法の改正にもつながっております。

この4つの機能をどのように扱うかということで、1つの考え方は、治水、利水、利用、環境、これをバランスよく統合的に扱おうという考え方です。これが今までの考え方ですが、流域委員会では、環境というものがまずベースにあって、その上に治水、利水、利用が行われると考えております。

次に、提言の中身の説明に入ります。第1章は「琵琶湖・淀川流域の特性」ということです。ここでは、各流域の特性が述べられておりますが、委員が書いたということで、例えば猪名川流域の特性として「里川」という言葉がありますように、かなり独特のものに

なっております。2 章は「河川整備の現状と課題」です。この提言では、これまでの川づくりを変えようということから、どちらかといいますと、河川整備の欠点、弱点に重点を置いた記述になっております。だからといって、これまでの河川整備が全て誤りだったということでは決してありません。非常に高く評価しているのですが、これまでのやり方の延長線ではやがて行き詰まるであろうということからマイナス面に重点を置いて記述しています。3 章は「新たな河川整備の理念」です。ここは提言のキーポイントの 1 つです。これまでの考え方をどのように転換するのかといったことをまとめられています。4 章は「新たな河川整備計画のあり方」ということで、3 章に示された新たな理念を実現するには、どういう河川計画にすればよいかがまとめられております。

まず、説明の順序です。一般的には治水、利水、環境という順序でよく記述されますが、環境をベースに河川の機能を考えるということから、環境、治水、利水、利用の順番で説明させていただきます。また、目次の構成とは異なりますが、機能ごとに、現状と課題、新たな理念、計画のあり方といった順序で説明させていただきます。

まず、「河川環境の現状と課題」ですが、2-1 に相当します。これまでの河川整備というものは、ダム、河道整備等によりまして、生活の安全、安心の向上がもたらされました。また、そのおかげで産業、経済が発展し、我が国が世界の経済大国に躍進する原動力となっております。このことは非常に高く評価されるのですが、その一方で水質の悪化をもたらしました。これは河川の整備の仕方が悪かったというわけではないのですが、現実の河川がいろいろ汚濁されてきたということです。また、生物の生育・生息環境を劣化させた、さらには川と人との関わりを低下させました。これらは河川のせいというよりは、むしろ我々のせいです。なお、「川と人との関わり」の低下というのは、例えば堤防によって遮断されたので川に近づけなくなった、泳げなくなったということです。

損なわれた環境を回復するにはどうすればよいのかということで、3-2 では「治水・利水、或いは利用を目的とした事業においても、『自然は自然にしか創れない』、『川が川を創る』との自然の摂理を原理・原則とし、計画段階から生態系の保全と回復を優先的かつ具体的に検討し、「河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備」に転換する必要がある。」としております。つまり、河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備、これがこれからの目指す 1 つの大きな原則であるということです。

この理念を実現するためが計画のあり方です。まず、基本的な事項といたしまして、これは 4-2(1)と(2)をまとめたものですが、まず環境をどの程度回復するかということです。提言では、1960 年代前半の環境、これは当時とは社会情勢が変わっておりますので実際にできるかどうかは別にいたしまして、少なくとも 1960 年代前半の環境を意識した回復を目標として設定しております。そのための、1 番目が「川や湖のダイナミズムを許容する河川整備」です。実際の川や湖では、雨の降り方によって水位が当然変動します。流速も変動します。そこに土砂が流れていきます。そういう変動というのがあるわけです。ところが、例えばダムや湖の水位をコントロールいたしますと、それまでの自然のリズムと違ったものになってきます。そういったものを、できるだけ自然のダイナミズムに近づけるような河川整備をしなければならないということです。2 番目は、多自然型川づくりという

のが1990年代から行われており、これも確かに1つの方法ではありますが、あまりにも局所的で、真の自然回復とは違ったものになっているのではないかという反省から、それをさらに飛躍させる必要があるということで、「多自然型川づくりからの脱却」を言っております。3番目は「河川環境自然再生化計画」ということです。水系の川や湖ごとに本来の生態系の回復を目指した自然再生化計画をできるだけ早く策定して、それに沿って河川整備を行わなければならないということです。

次は、「水位・水流と生物の生息環境」ということです。これは先ほど言いましたように、自然界には自然界のリズムがあります。ところが、「自然界のリズムとは異なる過度の安定性や急激な変化が生態系に悪影響をもたらしている」ということです。過度の安定性といいますのは、例えば琵琶湖の水位でいいますと、出水期、非出水期の間で、ある一定の制限水位というのを設けているわけです。できるだけその水位に保っているのが非常に安定した水位になっています。その一方で、例えば洪水が来ると、ダムで水をためるわけですが、洪水が去りますと、次の洪水に備えるために急激にダムから水を吐き出しまして、また制限水位にするということが行われています。このとき、急激に流量が増減するわけです。ですから、「出水期および非出水期における制限水位のあり方」、或いは出水期から非出水期へ移行する時期における放流操作のあり方について、できるだけ自然環境にマッチした操作を行おうということを提案しております。

次は、水質の問題です。水質というのは、河川環境の上で最も基本的な事柄の1つです。水質が非常に悪くなったのは、河川に原因があるのではなく、我々が水を汚しているからなのですが、そうはいっても河川でもできることをしなければならないということで、ここでは、最初に、水質の目標を立てる必要があるとしています。「肌に触れ、戯れうる水」を目標にしております。つまり、公害の時代に策定されました水質基準というものを、環境の時代にふさわしい基準に変える必要があるというわけです。それから、2番目は「汚濁の質」です。汚濁の質が随分変わってきております。有害微量物質や環境ホルモン等が問題になってきております。当然、こういうものも対象とした水質の管理をしなければならないということです。それから、3番目は「統合的な流域水質管理システム」を策定する必要があるということです。つまり、水質管理をするためには、個々の河川だけでなく、流域全体を統合的に、一体的に管理する必要があるということです。それから、4番目は「回復のプロセス」です。水質の回復には、流域内の自浄機能の向上をはかる必要があります。こういった事柄がこの水質管理のところではまとめられております。詳しくは、是非提言を読んで頂きたいと思っております。

次は、治水についてです。これまでの河川整備により、治水の安全度は飛躍的に向上しました。例えば、水害による死者の数等は、一時、数千人を数えていたのが、現在は100人を切るということになっております。ところが、物的被害の被害額については一向に減っておりません。これまでは危険でだれも住まなかったところに人や資産が集まってきた結果、被害ポテンシャルが上がるといふ皮肉な結果になっているわけです。さらに問題なのは、これまでの治水というのは、降った雨をできるだけ早く海に流そうということで、川を直線化したり、或いは護岸にしても壊されないようにコンクリート化し、護岸の勾配

も急にしたりするわけです。そういうことが河川環境を劣化させたのではないかという反省があります。では、どうしたらよいのか。これまでの治水というのは、まず対象とする洪水の規模を決め、それ以下の洪水に対しては、災害を発生させないようにするというものでした。つまり、水害の発生そのものを防止しようというわけです。それはもちろんよいことなのですが、対象とした規模より大きな洪水が来たらどうなるのでしょうか。この時は、もう天に任せるということですね。しかし、それでは困るわけです。やはり、どのような洪水が来ようとも、これまで対象としていた洪水、淀川でいいますと 200 年に 1 回の雨が降った時の洪水よりももっと大きな洪水が来ても、少なくとも壊滅的な被害は避けようということで、これが「超過洪水を考慮した治水」というわけです。さらに、「自然環境を考慮した治水」としていますのは、これまではどちらかというと治水は非常に重要なことで治水のために環境が無視されるというようなところもあったわけですが、これからそうではなくて、治水といえども、環境を重視したものにしてというのが第 1 点です。

さらに、「地域特性に応じた治水安全度の確保」を掲げております。残念ながら、まだまだ我が国には治水安全度の低い地域があります。「超過洪水・自然環境を考慮した治水」には、そういう安全度の低いところはそのまま放置されるのかといった批判が寄せられましたが、決してそうではないのです。治水の質を高める、どのような洪水が来ても、それに耐えられるようなまちづくりという意味です。そうは言うものの、毎年水害に遭うような、或いは毎年水害が発生しそうな地域も現にあるわけです。そういう地域に対する安全度、これを確保することも重要だということです。

これを実現するには、どうしたらよいのでしょうか。大洪水が来たら、その時にどうするのかといいますと、これはもう河川だけでは手に負えません。どうしても河川と流域の両方で対応する必要があります。

例えば、河川対応として、スーパー堤防という考え方が 1 つあります。スーパー堤防といいますのは、我々が住んでいる側を堤内地といいます、特に堤内地側の勾配を非常に緩くし、言ってみれば、日本の河川は築堤河川といって、我々が住んでいる地面より高い所を流れる場合が多いわけですが、低いところを流れるような堀込み河川にしようという考え方です。この考え方そのものは非常にいいわけですが、現実にはそれがいつ実現できるのかということになりますと、恐らく 100 年や 200 年ではできないのではないかとという危惧があります。

そこで流域委員会では、例えばハイブリッド堤防ということで、日本語で言いますと混成堤防ですが、これは堤防の中に、例えば中央部に矢板を打つ、或いはコンクリートの連壁を打つという方法です。コンクリートを使うというと環境重視の方はまゆをひそめるかも知れませんが、これは堤防の表面をできるだけさわらないようにしようというもので、見た目には何も変わりませんが、堤防そのものは非常に頑丈になっているという方法です。現在の堤防は土堤原則といいまして、土でつくられるのを原則としております。土の堤防というのは、材料である土はどこででも手に入りますし、時間の経過とともに強くなるといったような長所があるわけです。しかし洪水によって越水が起こりますと、ほぼ 100% 壊れます。さらに悪いことは、土でつくるのが原則と言いながら、土砂や極端に言います

と砂でできた堤防も非常に多いわけです。そういう意味で、一見非常に頑丈そうに見える堤防も、それほど強くはないというのが現状です。そういうことから、まず破堤しないような堤防づくりをしようということで、こういう提案をしております。

流域対応というのは、水害を完全に防ぐことができない場合、例えば、大雨が降れば、少なくとも内水浸水、つまり河川に排水するのが遅れて浸水するような災害も起きる可能性があります。そういった時の被害をできるだけ少なくするためには、流域のまちづくりそのものから考えていく必要があるのではないかとということです。そういった流域対応としては、避難するためのソフト対策を充実させる等の方法がありますが、日本のまちづくりには、河川の治水という問題に対する配慮が少なかったのです。これを、洪水もいつか起こるかも知れないといった、常に治水を念頭に置いたまちづくりにして欲しいということです。

次に、利水に移らせて頂きます。これまでの水資源開発により利水安全度は非常に向上しました。しかしその一方で、河川環境を劣化する一因にもなっています。例えば、ダムや堰により河川環境が悪化した面も確実にあるわけです。これをどうするか。これまでの考え方ですと、各水道事業者、或いは自治体が将来このくらい水が欲しそうだという予測を全部積み上げ、現在の給水能力と予測された量との差を水資源開発によって補っていかうということでした。

しかし、川の水というのは有限ですし、またそういうやり方で自然環境も悪化しているということから、このままではいつか行き詰まるであろうと考えられます。そのために提言では、水需給が一定の枠内でバランスされるように水需要を管理抑制する「水需要管理」という概念を出しております。つまり、これまでは水の供給を管理してきたわけですが、これを 180 度転換しまして、今度は水需要を管理しようというわけです。

水需要管理の実現、そのためには精度の高い水需要予測、或いは節水とか水の再利用、雨水等の利用、こういうものを進める必要があります。

さらに、用途変更についてですが、現在は生活用水の他、工業用水、農業用水等がありますが、特に農業用水に対しましては、農地が少なくなったということで、農業用水を減らしたらよいのではないかとこの考えがあります。しかし、そう簡単にはいきません。農業用水というのは、単に農業に使われるだけではなく多目的に使われておりますし、また日本の国土の水環境を形成する上で非常に重要な役割をしておりますので、慎重に扱う必要があります。いずれにしても用途変更というものも考慮しなければなりません。

それから、これまで維持流量、或いは正常流量といった言葉で、川にはこれだけの水を流そうという観点がありました。環境流量というのは、これらとは全く違った概念で、河川には、環境をよくするためにできるだけ多くの流量が流れていることが望ましいということです。これは非常に概念的で、河川は自然流量に近いのがよいので、できるだけそれに近づけようということから出てきた概念です。また、水需要管理を実現するために水需要管理協議会というものの設置を提案しております。水需要管理協議会というのは、利水関係者、或いは住民が集まって水需要管理を行うというもので、これまでのものよりも

もっと強い指導力、或いは調整力を持ったものを想定しております。水需要につきましても、今後需要量が大きく変わる可能性があります。そのために、順応的な取り扱いが必要です。

次は、河川利用の問題です。ここでは、利用場所を、高水敷、水域、水陸移行帯に分けて考えていますが、特に問題なのは、高水敷の新たな利用としての河川公園の問題です。

さらに、マナーの悪化、例えば無秩序な水上バイクといったものですが、その他にも、河川敷の不法占有だとか占拠、或いはごみの不法投棄といった違法行為も見られるということで、こういう問題が山積しております。

そのために河川生態系と共生する利用ということをまず目標としており、具体的には、川でなければできない利用、川に活かされた利用というものを提案しています。川でなければできない利用というのは、川以外でできるものは、できるだけ川以外でして欲しいということです。

次は、利用計画です。推進すべき利用と抑制すべき利用を峻別しようということを、提案しています。また、河川環境・生態系に悪影響を及ぼす利用は制限しようということです。

さらに、水域につきましては、泳げる川・遊べる川の実現、水上バイクや釣り等は規制も必要だということです。それから、水と陸との間の水辺といいますか、ここでは水陸移行帯と名づけておりますが、この部分につきましては自然生態系を保護するため、利用をできるだけ制限しようということを提言しています。

また、高水敷については、これは堤内地でできることは長期的には堤内地に移行するということを提案しています。高水敷の問題につきましては、例えば少年野球の皆さまからいろいろな意見が随分寄せられ、我々も胸を打たれる思いがいたしました。しかし基本的には、原則として堤内地でできることは堤内地に移行しよう、むしろ、河川敷のグラウンドよりも堤内地の公園や野球場を整備して、それができた時には堤内地でやらしてもらおうということで、提言にさせてもらっております。それから、漁業につきましては、例えば、魚が減れば稚魚等を放流すればよいといった安易な手段に頼らなくても済むような河川環境の保全・回復に努めるべきだということです。現在、稚魚等を漁業組合が放流しているわけですが、基本的には、そういうこともしなくて済むような河川環境を実現すべきだということです。

最後は、ダムの問題です。ダムにつきましては非常に社会的な関心度も高く、今朝の新聞のコピーを先ほど見せてもらったのですが、いろいろと取り上げられております。

まず、流域委員会全体としてのダムに対する基本的な認識について説明したいと思います。「絶対賛成」、「やめてよい時もあるがどちらかというところをつくしましょう」、「中立的」、「できるだけやめよう」、「絶対反対」という5つに分けるとしますと、流域委員会では「できるだけやめよう」という意見が大勢でした。一部例外があるかも知れませんが、私の認識では、「できるだけやめよう」ということが基本的な認識だと思っております。あとはこれをどう表現するかということです。随分議論があったのですが、それは後ほど説明することにしまして、ここでは結果だけを説明します。間違っはいけませんので、書

いた通りに読ませて頂きます。「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいこと等のため、原則として建設しないものとし、考える全ての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする」ということを原則としようとして提案しております。さらに、「地球温暖化による気候変動や社会情勢の変化等の不確定要素に対しては順応的に対応する。堰についても同様の扱いとする」というのが流域委員会での結論です。

問題になった表現について少し説明させていただきます。「原則として建設しない」としましたが、この「原則として」というところを「できるだけ」にした方がよいのではないか、この「建設しない」というところも「つぐらない」の方がよいとか、このために、「できるだけつぐらない」「できるだけ建設しない」「原則としてつぐらない」「原則として建設しない」という4案、或いはもっとよい案はありませんかということで、委員全員にアンケート調査をいたしました。これは去年の年末にかけてです。その結果として「原則として建設しない」というのが過半数を占めており、提言ではこの表現を採用しております。

次は住民団体、これは括弧つきで「(NGO、NPO 等を含む)」ということですが、これも「住民団体」というのを「住民活動団体」にすべきだという意見がありました。この「活動」を入れるかどうかという問題ですが、住民団体は全てを含むのですから入れなくてもよいのではないかという意見と、どうしても入れて欲しいという意見がありまして、この提言では最初に「住民団体」という言葉が出てきた時に、括弧つきでこういうのを加えるということで、住民団体に統一しております。したがって、ダムのあり方のところでも、先ほど住民団体という表現がありましたが、当然 NGO、NPO 等を含むという意味です。

それから、次は「計画・工事中的ダム」についての取り扱いです。このダムのあり方では、当然すべてのダムについてのあり方を対象としていますが、「計画・工事中的ダム」という言葉を入れて欲しいという意見がありました。「計画・工事中的ダム」は、全く新たに作るものと若干条件が違うではないかという意見もありましたが、結果的には先ほどのような表現にしております。

次は、地域社会の崩壊等に関する記述をどうするかということです。ダムの計画が発表されますと、確かに地域社会の崩壊が起こる面もあります。その一方で、ダムを利用して地域が発展する場合もあるではないかというようなことで、流域委員会でも十分な検討はされておらず、提言では非常に簡単に「一方で地域社会の崩壊等をもたらすこともあった」という表現程度にとどめております。

以上が私が担当したところの概要です。時間の関係上、重要なところの説明を忘れているかも知れません。是非この提言全体を熟読して頂きまして、ご批判を頂ければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

続きまして、三田村委員の方から続きを説明させていただきます。今、会場の中ほど辺りまで資料を配り始めております。引き続き配ってまいりますので、よろしくお願いします。

○三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私が担当いたしましたのは、主に住民、或いは河川管理者がどのように住民の意見を反映させていけばよいかというところです。

「河川整備に向けて住民・関係機関との関係構築」、お手元の提言目次の前ページ、「川づくりの理念の変革」というところの下の方に、「河川整備においては、環境・治水・利水を総合的に考えるべき」「流域委員会および地域住民や住民団体（NGO、NPO 等を含む）の意見を反映させた河川整備計画を作成されるよう強く要望する」と述べております。

それでは、よりよい川づくりをするために河川管理者はどのようにすればよいのでしょうか。1、関係団体、自治体、他省庁との関わり方はどうすればよいのだろうか。2、住民との関わり方はどうすればよいのだろうか。或いは、住民側がどのように関わればよいのだろうか。3、住民の知恵を河川管理に反映させるにはどのようにすればよいのだろうか。4、住民との関係はいかにあるべきなのか。これらについて、提言の4-7から4-9にまとめておりますのでご覧になって頂ければと思います。ここでは時間の関係もありますので、要点のみお話ししたいと思います。

4-7に、「関係団体、自治体、他省庁との連携」というタイトルがあります。意見集約のために、河川管理者は関係者や公的組織といかに関わればよいのか。1、新たな河川整備計画を決める過程、或いは決めた後、そして事業を進める時に、河川管理者は水利権者、自治体、或いは環境省、農林水産省等と協議すべきです。2、関係機関が計画しているものがありますが、それを河川整備計画に合うように調整することが大切です。3、いわゆる縦割り行政を克服し、河川利用と河川保全に向けて総合的に取り組むべきです。4、その調整を図る中で明らかになった問題点や課題がありますが、その場合は公開をして頂きたい、そして、住民の判断材料として提供しなければなりません。なお、以前に計画されていた事業が見直しで中断、或いは変更される場合がありますが、事業の対象になっていた人々が不利益を受けないよう、流域社会の構成員と関係機関が支援と協力をしなければならないのは当然です。

では、次の章になりますが、住民参加はいかにしてあるべきなのかというところに移ります。住民と行政の協働型、いわゆるパートナーシップに基づいたということになるかと思いますが、河川管理を転換するためにはどのようにすればよいのでしょうか。1、行政は専門家の意識から住民の生活感覚に立った意見を積極的に取り入れる、そういう新しい専門家へと転換する必要があります。2、一方、住民は行政に対する「お上」意識や行政への白紙委任的な態度を改め、利益享受には責任分担が伴うことを意識しなければなりません。このような意識改革のためには、住民と行政との間の信頼関係を築くことが大切です。また、行政側からの情報公開も大切になります。そして、住民参加の機会をつくること、生活に密着した情報をつくることです。

また、河川管理者は住民の知恵を生かした、公正で社会便益に寄与する合意形成を得るための仕組みを検討しなければならないように思いますが、どうしたらよいのでしょうか。1、地域間の問題です。例えば、上流と下流の住民がみずから主体的に意見を調整し、合意

する必要があります。2、利害が対立した場合には、調整の仕方、或いは調整が行われる仕組みをつくる必要があります。3、住民と管理者との間の連携をより有効にするために法制度の整備も必要になるかもしれません。

河川管理者は川や湖の情報や施策の内容を十分に説明して、お互いの理解と合意形成ができるようにしなければなりません。では、その方法とは何なのでしょう。1、住民と管理者がお互いの責任、役割分担、費用の負担のルールを決める必要があります。2、管理者は住民とのパートナーシップを具体化し、共有認識を高めるために河川条例を定めることも必要になります。合意形成の基本は「信頼」と「安心」です。住民と管理者は十分な信頼と安心が獲得できるように、お互いが努力する必要があります。

それでは、住民と管理者側が「信頼」と「安心」を得るためのポイントは何でしょうか。住民と管理者の双方の情報を公開して、それを共有することです。即ち、管理者は河川情報をわかりやすく住民に公開することです。事業を行う時には、計画段階からの情報を公開しなければなりません。公開した後も情報がどのくらい伝わったのか、或いは合意形成に役立ったのかを確認し、次の発信方法の改善に用いなければなりません。2、住民と管理者間の連携・協働をより密にする。即ち、住民団体、地域組織、そして組織されていない住民との連携が不可欠になります。これにより、住民と行政が共に川の現場、川の中から発想することができるようになりますと思います。3、河川・環境学習を推進する。即ち、川はさまざまな生き物が生活しています。人と深い関わりを持っています。絶えず変化します。川は理想的な環境学習の場です。子供みずからが川で遊んだり、或いは危険な状態を学んだり、河川整備に参加したりするチャンスをつくることは、子供の生きていく力を育成する上でとても大切になります。

淀川河川整備計画策定推進にあたって、河川管理者が行うべき住民との関係構築の中で、まず、河川整備計画策定時にはどのようにすればよいのかということを提案したいと思います。

1 は、情報の公開と共有です。住民との連携と協働をする上で、管理者は進んで情報を公開すること。河川行政を進める時に有利なものだけではなく、不利な情報も公開しなければなりません。そして、淀川水系の現状を十分説明することが大事です。私たち委員会でも現状認識の共有に時間が随分かかりました。住民との議論を深めるには、これが絶対不可欠になります。住民の意見の反映過程を示すことが大事です。論点ごとに、住民の意見、委員会の意見、管理者側の意見を整理して示すべきです。

また、計画原案と計画案を作成する時には、判断した過程を説明することも大事です。即ち、最終結果だけではなく代替案と費用便益、環境アセスメントの経過、決定に至った経緯等も示さなければなりません。住民と管理者が持っている情報を共有する必要があります。住民もみずからの情報を管理者に示し、積極的に情報を共有するように努めなければなりません。

2 は、住民との連携・協働です。管理者は住民からの意見に対して誠実に答えるべきです。そして、公聴会、現地見学会、或いは共同調査を行い、市民集会に参加して、広く討議することが必要になります。淀川水系のあり方は世の中に大きな影響を及ぼすことが考

えられます。従いまして、流域住民だけではなく、国内外のだれでも意見を寄せられるようにすることも大切になります。

それでは、河川整備計画策定後ではどうでしょうか。河川整備の管理のために、2、30年後を見据えた長期的な視点で、住民と管理者が共に努力するようにしなければなりません。管理者に対しては、特に次のようなことを速やかに実施して頂くように要請いたします。

1、情報の公開と共有。住民が知りたい情報をインターネット等で簡単に手に入る仕組みをつくる必要があります。2、住民との連携・協働。住民・住民団体・地域組織等との連携では、河川環境の保全と修復のためには、あらゆる科学と産業の専門家の協力が必要になります。専門家との協働や人材バンクづくりをさらに進めなければなりません。

そして、住民・住民団体・地域組織をつなぐ拠点として、川の公民館のような学習センターを設置して頂くことが必要になります。また、川の管理と整備は行政と業者が行う、住民はお客さん、という枠組みを超え、共に汗を流すような手法を開発することも重要になります。

河川・環境学習の推進も大事です。学校教育や生涯教育の中で、河川・環境学習を充実させるように努力して頂きたい。これには河川・環境を理解するための本の出版も大切になります。

もう1つは、河川レンジャーとか流域センターを設置して頂きたい。住民参加を進めるために河川レンジャー制度をつくること、また、その活動拠点として、流域センターをつくることを提案いたします。この河川レンジャーは、地域の情報や知識を持った住民や住民団体を河川レンジャーにします。そして河川管理の一部を分担して頂き、新たな河川管理を推進いたします。また、流域センターでは、上流、下流の人たちの交流と連携、川に学ぶ活動、現場博物館等の機能を持たせるとよいと考えます。

計画の継承・確認のための機関の設置というのが最後の方にあります。4-26ページの3)のところに書いていますが、計画を推進するためにはどうしたらうまくいくのでしょうか。なかなかうまくいかないことがあります。その場合に幾つか考えることをそこにまとめてあります。計画を進める時に、推進の障害になるような因子を抽出することからまず始めなければなりません。2は、実現に向けて何が問題なのかを総括し、どうすればよいかの適切な手法を検討することが重要になります。3、そのために住民との連携と協働による新たな検討委員会の設置も考えなければなりません。4、計画が本来の趣旨に沿って進展しているか、或いは社会情勢の変化等により見直すべきか等について確認する機関を設置することも検討すべきです。

最後になりますが、住民意見の聴取・反映方法をどうしたらよいのかということです。住民の真の意見をどのように聴取すべきか、また反映の方法は何なのでしょう。1、これは本当に難問です。私たちの悩みでもあります。例えばアンケートとか、地域代表者の意見だけでは、本当の住民の考えを理解することは多分できないと思います。サイレントマジョリティー、物を言わぬ多数の人々という言葉がありますように、その意見をどのように聴取し、反映させていくのか。これは非常に大切だと思います。2、流域委員会でも幾つ

か今まで試みてまいりましたが、まだまだ完全なものではでき上がっておりません。3、流域委員会ではこれからいろいろな方法で試み、よりよい住民意見の聴取と反映方法を管理者に提言することにしております。例えば、私たち委員が地域に入って、生の声を聞くというのも1つの手だろうと思います。4、そこでどうしたらよいでしょうか。会場の皆さま方のお知恵を頂きたいと思います。お手元に黄色い紙があります。アンケート用紙を用意いたしました。どうしたら住民の本当の声を聞くことができるのか、是非お書き頂きたいと思います。お帰りになる前に提出頂ければありがたいと思います。

どうもありがとうございました。

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

それでは、休憩に入りたいと思います。提言への質問記入用紙は 15 時 15 分までに、ご質問されたい内容と住所名前等をお書き頂いて、会場の四隅にあります箱の中に入れて頂きますでしょうか。

再開は 15 時 30 分とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員の方々はつき当り左側の奥に控え室があります。そこで意見等を検討しますので、そちらの方においで頂けますか。

〔休憩 15：10～15：30〕

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

大変長らくお待たせしました。それでは、第Ⅱ部として、先ほど皆さま方から頂きましたご質問について、寺田部会長司会のもとに進めさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

お待たせいたしました。第Ⅱ部ということで、ご出席頂きました皆さまと委員との意見交換を行いたいと思います。議事次第にありますように、予定の時間が 70 分間、終了が 16 時 30 分となっております。少々のオーバーは許して頂けるということで、70 分間を有効に使ってなるべく多くの方に意見交換して頂きたいと思います。

合計 54 人の方からご意見を頂きました。全員の方にご発言頂くのは不可能ですから、頂いたご意見をテーマ別に整理をさせて頂いて、なるべく全ての項目にわたって意見交換ができるようにしたいと思っております。今申し上げましたように、できる限り多くの方のご質問と委員の意見交換をやらせて頂きたいと思っておりますので、委員の方も、それらのご質問なりご意見を頂く場合も、なるべく簡潔に発表頂くということでご協力をよろしくお願いしたいと思います。先ほどの今本委員からの報告のような順序に従って、分野別に、ご質問と委員の方からの意見というもので進めていきたいと思っております。

それから、この 54 件のうちの 8 件がご意見で、ご意見の部分は、恐縮ですが、最後に時間がありましたら承りたいと思います。今日の主眼は、委員との意見交換を一番大切にし

たいと思っておりますので、申し訳ありませんが、質問を頂いた方を優先させて頂いて進めさせて頂くということをお願いしたいと思います。

それで、まず環境についての質問です。54 件のうちの 10 件が環境の部分についてのご質問です。環境は範囲が広いものですから、10 人の方のご質問の中で幾つかを取り上げさせて頂いてと思っております。ご質問頂いた方に質問内容を、できれば簡潔に短い時間で口頭で言って頂いて、それに対して関係する委員の方からご説明を頂くということをお願いしたいと思います。

最初は奈良からお見えになりました的場さん、いらっしゃいますでしょうか。1960 年代前半の環境を意識してという今本委員の方からの説明が先ほどありましたが、その辺に関するご質問が中心だと思います。簡単に質問内容をご説明下さい。

○的場（一般参加者）

的場快隆と申します。私の住む町は、奈良の木津川の最上流端にありまして、そこでは以前から台風なり風倒木の被害がかなり出ておりました。提言では、1960 年代前半の環境に戻すということになっていますが、今後どのような整備状態をもっていかれるのか、また、現在の生物、水量、流量をどこまで把握されていて、それらをどの程度回復されるのか。その辺の方針等をお聞かせ頂きたいと思えます。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

今本委員から 1960 年代の環境をというご説明がありましたが、まず今本委員の方から説明頂けますでしょうか。

○今本委員（委員会・淀川部会）

1960 年代の後半から環境が非常に大きな問題になってきました。台風による風倒木等の問題は例外なのですが、あの付近は当時に比べて随分開発が進んでおります。開発が進んだ状況を元に戻すのは至難の業です。例えば、産業廃棄物の捨て場、ゴルフ場開発、その他住宅等も開発されております。それをもとに戻すということは多分できないだろうと思えます。しかし、1960 年代前半の川の清らかさを念頭に置き、今できるあらゆる方法を使って一歩でも近づけていきたいという考えが根本にあります。具体的に何をどうするかということは、地域ごとにいろいろな特性を調べてないといけませんが、言わんとしていることはそういうことです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

次に、水質関係のご質問が幾つか出ています。その中で奈良の金屋敷さんから、幾つか質問があります。

○金屋敷（一般参加者）

金屋敷忠儀と申します。提言の 4-8 ページに書かれていることですが、“肌に触れ、戯

れうる水”を目標としていると、全く同感です。私もかねてそう主張してきました。しかし、私が流域委員会で何度も申し上げたことですが、河川は外部からの負荷を止める手段を持っていないのです。従って河川管理者は、外部負荷に対して何ら直接的に有効な対策を採れないのであります。ここでこのような目標をお書きになっているからには、委員会としては、生活、産業スタイルの改革から始まって、具体的に河川管理者が如何なる働きが出来るか、又すべきかという御提案があるものだと思っていたのですが、その点には言及されておりません。流域委員会の皆様方はどのようにお考えになっているのかをご説明頂きたいと存じます。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

ありがとうございました。水質関連の部分につきましては宗宮委員から、少々詳しくなっても結構ですから、コメントをお願いしたいと思います。

○宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

河川整備計画で今まで水質が注目されたことは逆に殆どないのです。河川は水質に関して被害者でした。受け入れたものを流すだけですから、我々は何もできないのだというような発想であったのだと思います。

ただ、これからの河川整備計画は、治水・利水よりもまず環境ありきということです。その時に、方向性が欲しいということから、1960年代の時代の水に戻したい、水辺に戻したいというのが出てきたわけです。

今ここに書きました“肌に触れ、戯れうる水”というようなのも、1つの方向性なのです。少なくとも、そちらへ向けての努力ができるようなあり方であって欲しいというわけです。提言の中には、遊水地をもとに戻す、或いは、降った雨を捨てるのに一生懸命になっていたけれども、家で雨をためて下さい、といったことも書いております。そういうテクニックも若干書かれていますから、都市計画等の中でも、そういう発想を生かした上で、“肌に触れ、戯れうる水”へ向けてやるべきであろうと思います。ただ、実際問題として、だれが管理するのかということになってきますと、今の状態では、上流から下流まで全体を見ている部署はありません。いわゆる1970年代の公害の時代における監視体制しか残っていないのです。河川の水質は地方自治体がとったものが殆どですね。河川サイドで水質を判断して下さいといっても、これはできないような状況になっているのです。ですから、そういったデータそのものもしっかり自分のものとして管理して、そして、どこの水が悪いからどうなのだということが言えるようになっていかなければいけません。

我々としては、川へ入って、手で触れて、体に触れられる水というのを1つの目標にしたらどうだろうかということで、水質目標として設定したわけなのです。

具体的な話は、次の段階である事業計画の中で、詰めていかないといけないだろうと思っています。

○金屋敷（一般参加者）

只今のお話を伺っていると、今迄河川管理者は水質について関心を持っていなかったかの如く聞こえますが、ならば河川行政の実態を無視した、全くの誤解であります。

河川管理者は圧倒的に大きな外部負荷の汚濁元凶に対しては何ら権限を持たないのを残念に思いながらも、終局的な管理者としての責任を自覚し、様々な努力をして来ております。権限が無いのに、有るかの如き言動をして来ているのが実態なのです。

私が当委員会に期待するのは、抽象的情緒的な目標を掲げて終わりにすることなく、川で遊べる水質を実現する為に、汚染源から河口に至るまで、河川管理者は、具体的に、何をすべきかを提言されることであります。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

もちろん他にご質問があります。1 つは、これも先ほど今本委員の方からの報告の中で出てまいりましたが、多自然型川づくりからの脱却についてです。実は、この多自然型川づくりは、水質の浄化に寄与するのだということが大いに言われたわけですね。ところが、今回の提言では、脱却を言っているのです。そういう多自然型川づくりの評価に対する質問が出ております。高槻市の方の川下さん、どうぞお願いします。

○川下（一般参加者）

川下好則と申します。「多自然型川づくりからの脱却」とありますが、ある大学でこれを推奨されている先生もいらっしゃいますが、「多自然型川づくりからの脱却」と「河川環境再自然化計画」がどう違うのか。脱却とは何を脱却して、次に自然化計画の中で何を追加しようとしているのか。その辺を教えてくださいと思います。矛盾しているような感じがしますので、その辺をできれば具体的に教えて頂ければありがたいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

本日は全委員 55 名中 36 名の委員が出席をいたしております。どの委員にどういうことに対して返答してもらおうか、約束事もなければ相談もなく、私の方から不意打ち的にどんどん指名させてもらうということになっております。今の質問に対しては、どなたに答えてもらったらいいか、私にもよくわかりませんが、まずは、川の環境問題に携わってこられた視点から、多自然型川づくりに対する評価も加えて答えてもらった方がよいのではないかと思います。川上委員、どうですか。

○川上委員（委員会・淀川部会）

旧建設省におきまして、平成 2 年に「多自然型川づくりの推進について」という通達が部内で出まして、それから建設省において多自然型川づくりというものが始まったわけです。その背景といたしましては、1970 年後半くらいからドイツ・スイス・オーストリア等で近自然型河川工法というのが研究され、そして現場で実践をされてまいりました。その考え方や技術というものを日本に導入いたしまして、河川行政の中に生かしていくプロセスにおいて、建設省風にアレンジされたのが多自然型川づくりであると私は認識しており

ます。

提言の中にも書いておりますけれども、日本における多自然型川づくりの手法と申しますのは、ある川の特定区間の自然回復を図ろうとするもので、いろいろな川の個性、地域の個性、それから実際に現場で工事する各工事事務所の考え方や技術レベル、担当者の認識等々によりまして、実にさまざまな多自然型川づくりが展開されてまいりました。

民の立場からさまざまな川を見て、大変すぐれた多自然型川づくりもたくさん見受けられます。反面、大変不自然な多自然型川づくりだなど、極端に言えば、不多自然型川づくりというものも往々にして見受けられます。

例えば、自然の岩石を用いて、いわゆる練り石積みと申しまして、それをセメントで固めたような護岸、それから人工の、いわゆる擬石と呼ばれておりますが、この擬石を用いて、つまり自然の岩石に似せたような岩石を使っただけの多自然型河川工法もあります。また、それを応用したような接続護岸といいまして、その擬石の間に土を入れて草を生やそうというものもあります。

このようにさまざまな川づくりの工法があるわけですが、それは河川の、ごく限られた一部分の自然修復を図ろうとするものでした。しかし、今後は川の上流、中流、下流を見渡した、流域を見渡した川の自然回復を考えていくべきだということから、川の自然再生化という言葉を流域委員会で考案させて頂いたわけです。

ちなみに、先般国会にいわゆる自然再生法案というのが提出されまして、それが通りました。もう既に北海道の釧路湿原で自然再生化の事業が始められております。全国各地で10カ所でしたでしょうか、モデル事業が推進されているところです。ただ、この自然再生事業に関しましては、各地のNPO、自然保護団体から、新たな自然破壊を招くという批判もたくさん寄せられております。そのような、概念がまだ定まっていない自然再生事業というものを、この淀川水系流域委員会では言葉として採用するのを避けたわけです。そこで、河川の自然再生化という概念を考案いたしまして、ここに盛り込ませて頂いたようなわけです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

環境について、あと1つ取り上げたいと思います。今の質問にも関連するわけですが、先ほどの金屋敷さんのご指摘にもありましたように、積極的な水質浄化のための方策としては、一体どのようなものが可能なのかと質問があります。結局は、その自浄作用ということに頼るのかという視点から、京都の北山さんのご質問があります。それから、それと関連して、これまでの堤防のつくり方としての三面張に問題があるとしても、それが果たしてどの程度水質に影響があったのかという、京都の萩本さんからのご意見があります。

生態系を保全するという視点から、委員から説明をお願いしたいと思いますが、川那部委員に説明をお願いできませんか。

○川那部委員（委員会・琵琶湖部会）

どのようにお答えしたらよいか、よくわからないのですが、一般的に生態系ということ

で考える時には、確か、中間とりまとめに対するご意見聴取の会を京都の国際会議場でやりました時に、どなたかが「ドジョウか、人間か」とお尋ねなされたような気がいたしますが、皆さまも十分にご承知のように、人間というものがここ 1 年、2 年ではなくて、かなり長い間生き続けていく時には地球環境というものを守っていかないといけないというのは、よくよくご存じの通りです。

こんなことを言うと、自然保護派の人には叱られると思いますが、もしも、人間がちゃんと長く未来まで生き続けていくために、いろいろな生物などはどうでもよろしい、要りませんということであれば、私はさっさと死んでもらっても構わないのではないかとまで思っています。しかし、長い時期を人間が生きていく、何代何代も生きていくというようなことを考えた時には、自然環境の保全がなければ、人間そのものの生存がやっていけないということは、今さら申し上げるまでもないことであると存ずるわけです。

そう意味で、生態系という言葉は、実は生物の集まりだけではなくて、人間を全部含めた人間生存のための自然環境というようなものを今「生態系」という言葉で、少なくともここでは言わせて頂いているというようなわけです。

従って、例えば先ほどの水質のような問題でも、もちろん自然浄化だけに任せておくということは全く不可能であるとあるとは思いますが。1960 年であっても、下水道処理場があれば、上水道の水質を浄化するところもありました。しかし、そういうものだけで水質の浄化がやっていけるというのは幻想であったということは、明らかです。自然浄化も一方ではきちっとやっていかないといけないのではないかと、今まであまりにもそういうことは考えてこなかった、いえ、考えてこなかったとは申しません、先ほど金屋敷さんもおっしゃったように、いろいろなことを考えて下さった方がたくさんいらっしゃったのですが、それがちゃんとした仕組みになっていなかったということも含め、新たに提案してやっていく必要があるのではないかとというのが、今回の提言です。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

Ⅱ部に入りましてから既に 22 分たちました。私の役目はとにかく皆さまから頂いたご質問をできる限りたくさん紹介をさせて頂くということですので、環境の問題はこれくらいで打ち切らせて頂きたいと思えます。

今、ご質問を頂いた、ご発表頂いた方以外にも枚方の泉さん、滋賀県の竹田さん、大阪市の石中さん、滋賀県志賀町の中須さん、大阪市の松下さんからもご質問を頂いているのですが、申し訳ありませんが、環境の部分はこれくらいで次の分野に移らせて頂きます。

次は、治水の質問の方に入りたいと思えます。

先ほどの今本委員の報告の中に、ハイブリッド堤防というのが出てまいりました。これに関連して、意見を聞きたいというご質問が出ております。

京都の山本さんお願いします。

○山本（一般参加者）

先ほどの説明の中で、淀川水系の堤防は殆ど土で出来ており、水に溶けてしまうという

ことをおっしゃいました。しかし、淀川水系の膨大な堤防をハイブリッド化にするというのは、現実味がないと思います。どのようにして、どこから整備していくのか、教えて頂けたらありがたいと思います。

○今本委員（委員会・淀川部会）

どのような洪水が来ようともできるだけ被害を少なくするための方法はいろいろあります。ハイブリッド堤防というのも単にその中の1つでありまして、こればかりと言っているわけではありません。当然、スーパー堤防で対応できるところはスーパー堤防でやった方がよいですし、方法がないところは流域対応も組み合わせてやらねばならないと思います。

ちなみに、ハイブリッド堤防は、例えば先日新潟大学の大熊教授と話しておりますと、幅50cm、深さ20mのコンクリート壁をつくると1mあたり50万円くらいということです。100kmで500億円。ダムを1つつくるのに比べてそれほど高いとも言えないわけです。しかし、全川でやるのはどうかと思いますし、その場所に依じていろいろな方法があると思います。

ただ、土提原則だとか、或いは堤防に異物を入れないといったこれまでの常識だけでは、対応できない状況になっているのではないかと思います。やはり新しいこういった考え方も導入して検討していった方がよいということから、提案しているものです。必ずしも全川に渡ってハイブリッド堤防しかないというようなことではありません。

現在の淀川を見ましても、河口域、特に大川の方は完全に矢板の特殊堤です。そういったところもありますので、一概に土提だけでつくったらよいというわけではないということです。現在の特に木津川の堤防というのは、砂でできたところが多いのです。それも本当に砂だけと言ってもよいくらいのところですよ。こういう堤防にもし大洪水が来たら、破堤も起こり得ると思っており、そういう観点から提案していることです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

治水と環境にも関わるのですが、今回の提言の中でも、ダム、堰、堤防も含めて、流域全体で洪水を受け止める治水対策を充実、徹底させると強調しているのです。そういう点からいきますと、流域の土地利用というものについての規制や見直しが当然必然的になってきます。そういうものを一体どのように進めることができるのかということで、大阪府の箕面市の前川さんから質問を頂いています。

○前川（一般参加者）

前川謙二と申します。水位や水量の問題についてですが、上流で大きな開発が進んで、基本高水や流量の改定が行われるという状況が今まで続いてきたのです。そして、この時にあわせて環境問題とセットでいろいろな問題が輻輳化して出てきたのではないかと思います。この辺について、委員会で、どのように議論されたのかお聞かせ頂きたいと思います。自治体、特に府県行政とか、市町村の都市計画や土地利用と大きく関係しているの

ではないかと思っていますが、その辺の議論経過をお聞かせ頂けたらと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

この質問に対しては山村委員いかがでしょうか。お願いします。

○山村委員（委員会）

この問題は、委員会の中でも相当議論されました。河川だけでは対応できないということですね。

先ほど水質の問題が出ましたが、水質につきましては、環境省の所管で、各都道府県知事が環境面からの水質管理をやっております。しかし、例えば大阪市を例にとりますと、大阪市は約 95%、下水道が完備されております。そうすると、水質汚濁防止法で管理する環境省の所管は 5%しか水質管理をやってないわけですね。あとは下水道法による水質管理になってきているわけです。行政というのは、このように縦割りになっているわけです。

ですから、河川法による管理だけでは、対応はできないということで、この流域全体の観点からこれに対応すべきだと、提言の中でうたっております。

3-1 ページを見て頂けますか。「3-1 河川整備に関する基本認識」がありまして、「(1) 総合的判断に基づき、自然と人間の歴史を見据えた、予防原則に基づく川づくりへ」ということを言っております。ここでいう「総合的判断」というのは、そういう河川法だけの対応ではありません。次の 3-2 ページを見てもらいますと、「(2) 各地域の持つ文化・風土・歴史的な価値や特性を考慮し、流域全体・社会全体で対応する川づくりへ」ということが書いています。その文章の段落の最後から 2 行目のところを見てもらいますと、「都市計画や農林・水産業も含めた部局横断的・面的な対応を含め、それぞれの場所に相応しい川づくりを行う。」ということ言っております。さらに(4)で、計画段階からその流域全体について環境アセスメントというものを行っていく必要がある、ということ言っております。さらに、治水・利水・環境についても同じようなことが、至るところでそういう観点から述べているわけです。そこで 4-19 ページを見て頂きますと、そこに「4-7 関係団体、自治体、他省庁との連携」ということを書いています。このように河川は、いろいろな周辺の流域の開発とか利用とかのしわ寄せが全部河川に来ているわけなのです。従って、そのしわ寄せそのものを管理する必要があります。しかし、それが縦割りになっています。そこで、こういう連携を図っていかなければならないということを書いています。第 1 番目の「・」のところを見てみますと、「いわゆる縦割り行政を克服し、農業、漁業、林業、都市計画および他の土地利用計画、環境保全と相互に連携した総合的な取り組みが行えるようにすること。」とあります。その他、その連絡関係についていろいろ書いております。これが先ほどに対するお答えということです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

治水の部分のダムに関するご質問を出された方が一番多く、11 人の方からのご質問があります。ダムは治水と非常に密接に関係した問題ですので、この分野に入りたいと思います

す。

まず、「原則として建設しない」というマスコミで取り上げられた部分です。ダムの問題はいつも社会で大きな関心と呼ぶテーマですし、流域委員会がこのような提言をしたということは、大きな意味を持っていると思います。その具体的な意味等について、少しわからない、疑問だというご質問があります。

箕面市の増田さん、お願いします。

○増田（一般参加者）

増田京子と申します。質問させて頂く前に、私はこの淀川水系流域委員会の提言がこういう形で出たということ、本当に委員の皆さまの大変なご努力とご尽力に感謝しております。この提言が生かされるように、河川整備計画の方でも是非多大なるご尽力、ご努力頂きたいと思います。

今、余野川ダムが現在工事中です。提言を素直に読んで、余野川ダムも必要ないと読めるのですが、「原則」という言葉が入っているのが少し気になっていまして、この「4-6 ダムのあり方」では、代替案を徹底的に検討するということなのですが、この「原則」という言葉をどのようにしてとらえたらよいのか、具体的にお答え頂ければと思っております。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

難しい質問ですが、今本委員にお答えを頂いて、他の委員からもその部分の発言を願いたいと思います。

○今本委員（委員会・淀川部会）

ダムをつくるかつくらないか、それこそ首の皮一枚かどうかわかりませんが、ダムをつくるということも入っているわけです。

ダムというのは、自然環境に与える影響等のマイナスの部分もありますが、本当にダムなしでこの国はやっていけるのかと言えば、そうではないのです。やはりどうしても必要な場合はあると思われます。現在、例えば治水面、利水面からいろいろな方法、新しい理念のもとで対応できる方法もいろいろ提案しております。そういう中で、なるべくダムをつくらないでおけるものならつくりたくない、ということです。

「原則として」というのは、文字通りに原則ということです。ダムに反対される方から見れば、非常に不満かも知れませんが、やはりつくり得るという余地は残されていると思っております。どういう場合につくり得るのかというのが、その後に続いている文章です。現在工事中のものをどうするのか、これは場合によっては、当然中止し得る余地はあると考えております。ここに書いたあり方で判断し、もっと別の方法があるということになれば、途中でであろうとも、中止すべきものは中止になるのではないかと思います。

今後、個々のダムについて、流域委員会としての意見を言います。流域委員会としては、できるだけ流域委員会の意見を尊重して、河川管理者が対応して欲しいということです。

それをどうされるかどうかは、河川管理者サイドの判断だと思っています。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

他の委員からも、もしありましたらお願いします。

先ほど今本委員から詳しく説明をして頂いたと思います。流域委員会である程度一致した意見になったのですが、それをどのように表現するかということで検討を重ねました。言葉というのは1人歩きするところがありますし、それぞれ受け止め方が違います。ですから、共通したイメージを持ってもらえるような言葉を選ばなくてはいけないということで、随分と苦労したわけです。その辺のところを、田中委員、どうでしょうか。その辺のところをちょっと振り返りながらお話頂けますか。

○田中委員（淀川部会）

ダムワーキングの一員としてお話をさせていただきます。

表現につきましては、ダムワーキングでも議論を重ねまして、非常に苦労したところです。「できるだけ抑制する」等、表現もいろいろありました。簡単に言いますと、あいまいな言葉では駄目だろうということでした。特に、ダムを河川整備の選択肢の1つとして残すのか残さないのかということが一番のポイントになったと私は考えております。

そういうことになれば、先ほど今本委員からもおっしゃったように、必ずしも全てのダムにノーと言っているわけではありません。従って、「原則として何々する」、或いは「何々しない」という言葉がベストであろうということです。ダムはあくまでも最後の最後の、他に何も方法がない場合、仕方なくどうしてもということで、ダムに頼らなければならない考え方は残しておこうということです。しかし、あくまでも選択肢ではないという表現の方がよいであろうということで、「原則的に建設しない」という表現にしました。

最終的には、全委員にアンケートをとらせて頂いた結果、圧倒的多数で「原則的に建設しない」という結果を得たということで、最終的にこの文言になったということです。

○増田（一般参加者）

工事中、計画中のダムには予算がついてくるものです。これから、この提言を受けて河川整備計画の議論に入るということですが、川西市も含めて5つのダムの来年度予算について、委員会の方々は皆さまどのように把握されているのでしょうか。予算がついているかどうかをご存じなのか、それとも、ついていることに対してどうお考えなのか、という点もお聞かせ頂ければと思っています。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

私の方からも簡潔に答えておきたいと思います。

既に計画中のダムについての様々な把握はもちろん行っております。ただ、今回の提言は、具体的な計画に対する意見を述べるということではありませんから、それは触れておりません。従って、これからの河川整備計画原案が出てくる中で、具体的な計画内容につ

いての意見を述べる必要がある部分については、突っ込んだ検討を行って意見を述べる場合があるとは思いますが。

それから、ダム関係の他のご質問として、環境負荷を少なくするようなダムの建設ということが考えられるのか、もしくは「自然環境に優しいダム」という表現で言われているようなダム推進の説明の中に出てくることがあるということについてご質問が出ています。これは提言内容に書いてあるという意味ではなくて、ダム自体の持っている環境負荷、環境への悪影響に対するご質問だと思います。上野市の宮崎さん、いらっしゃいますか。

○宮崎（一般参加者）

現在進行中のダムが5つほど淀川流域にあるということです。現場の方が非常に混乱するのではないかと、地域の方も混乱するのではないかとということです。こういう提言を国土交通省の方に提言されているわけですが、行政はいろいろ多極化しているので、他の省庁の方にも提言できたら、より議論ができるのではないかと思います。

ダムの場合に、流域に対してダムは大きなメリットを持っていますから、そのデメリットも大きいわけです。水質に対しても、水温に対しても同様です。その目的を達成するためにデメリットが生じてくるのだと思います。

私が考えるには、ダムが現在の延長線上で進むのがよいか悪いかというのは、非常に議論しなければいけないところではあるのですが、現在建設中のものについては、規模を縮小なりして、何らかの形で具体的に早く方向を決めないと、混乱ばかりが生じると思います。

また、将来実施していくべき淀川全体の計画については、受け皿が果たして現在の行政でよいのかどうか、その枠組みをも考えないといけませんが、こうした大きな提言を受け止める組織が現段階ではないのではないかと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

ご質問ではなくて、ご意見と承っておきたいと思います。

時間がだんだん押してまいりました。ダム問題の最後の質問に行きたいと思います。

これは、後ほどの住民参加の手続にも関係するわけですが、今回の提言の中で、「原則として建設しない」の後に続くところで、「住民との合意」について提言しています。そういう合意が可能なのかについて、大和高田市の上島さん、神戸の方の下平さんからご質問が出ていらっしゃいます。大和高田市の上島さんいらっしゃいますか。

○上島（一般参加者）

上島隆雄と申します。先ほどからの話にもありましたように、「原則」なので「絶対駄目」だということでないということで、話を聞かせて頂いています。

その後の、「かつ住民団体・地域組織等を含む住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設するものとする。」という表現になっておりますが、今の世の中、こういう合意はもう絶対にあり得ないと思います。合意が得られた場合に限り建設するというものですから、

やはりもうダムは駄目なのだろうと考えるわけです。

私は奈良の南の方に住んでいるものですから、毎年、取水制限があるわけです。それで、このたび大滝ダムが完成するわけです。何故取水制限が南の方であるかといいますと、紀ノ川、奈良県では吉野川と言っておりますが、下流の和歌山県が 100%優先的に取りまして、奈良県が頂いている取水量を仮に 10m³/s だとしめると、何か起こりますと下流は 100%取って、10m³/s を 7m³/s に下げなくてはなりません。これは法定水利権ではなくて慣行水利権になっているわけです。そういう立場で奈良県は弱い立場でありましたが、今年度で大滝ダムが完成するということになりますと、法定水利権になって、下流の府県と同じ対等な立場で水が取れるわけです。

地域によってはそういうことがありますので、流域全体から見ればダムはやめていこうという話になるかもしれませんが、やはり地域には地域の苦労があるわけです。

そういうことから、やはりダムは必要などころには設ける必要があるのではないかと、この文章について、どう考えても、このところで建設ができないのではないかと判断しましたもので、ちょっとこの辺の考え方をお聞かせ願いたいと、こういうことです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

今のご質問の中で、前段の部分に絞って言えば、住民合意が一体可能であろうかというご質問だと思います。三田村委員、ご説明をお願いしたいと思います。

○三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

お答えになるかどうか分かりませんが、完全合意はあり得ません。委員会の中でも 100%の合意は得られませんでした。比較的、考え方をお互いに共有できる人たちが集まった集団でも、100%の合意は得られません。

そういう意味では、総意はないが、お互いの信頼関係の中での合意はあり得るだろうということです。そういうものをつくっていかないと、これからの世の中はもたないお考え下さった方がよろしいかと思います。

相手の立場になって許す心、まさに信頼と安心です。それをこれから培っていかないと、日本の将来はもたないとお考え下さったらよいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

先ほどご紹介しましたように、ダムについては 11 人の方からご質問を頂いているのですが、既にもう 16 時 30 分を回ってしまいました。申し訳ありませんが、この部分はこの程度にさせていただきます。

それでは、次に「利用」に入りたいと思います。

利用の分野に関連する質問の中で、稚魚を放流しなくてよい方法とはどういうものかという端的なご質問があります。京都市の山崎さん、いらっしゃいますか。おられないようですが、この部分の回答を頂きましょうか。倉田委員、いかがですか。提言には、魚の放

流等に頼らないという部分があります。

○倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は京都の内水面漁業管理委員会の責任者なので、そういう立場で言います。実は委員会の中で、この文章についてはクレームをつけていたのですが、私の主張は通らなかったのです。

先ほども控え室で他の委員の方にばやっていたのですが、この文章が採用されれば水産庁はえらいことになります。漁業法というのがありまして、河川の内水面漁業をやるには魚の増殖が義務づけているのですね。ですから、放流をやらない人間は、河川漁業をやる資格をもらえないのです。ですから、漁業法改正まで立ち入らなければならないようになる、困ったことだと言っていたのですが、他の委員が言われるには、これは理想だ、こういう形に持っていこうということではないかということでしたので、しょうがないけれど、現状ではありえないことだと思いました。

今まではどんどん放流をして増やしているのですけども、ダムができると川が悪くなって追いつかないのです。どの河川でもアユを放流しますのは義務ですからやっていますが、放流しても、解禁になって遊漁者方が入川する時には悪いところでは2割しかとどまらないのです。あとは、せっかく放流したアユが全部死滅するか、解禁前にとられてしまうか、鳥などに食べられてしまうのです、今は外来魚にやられています。そういう状態なのです。そこまで川が悪いのです。

そういう状況の中で、今ここに提言に書かれているように、自然の中でアユが川を昔のように上ってきて、どの川にもアユがいるというような、そんなことは望めないのです。しかし、理想ですし、そう書かれた以上、しょうがないけれども修正して欲しいなと思っています。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

倉田委員の説明で、流域委員会の中で委員同士のなれ合いがないということは、十分におわかり頂いたのではないかと思います。いろいろのテーマについて、なかなか熾烈な議論をやっているのです。

高水敷の利用についても、質問が出ております。枚方市の池貝さん、ご説明をお願いします。

○池貝（一般参加者）

枚方市役所に勤めます池貝浩と申します。住民の合意形成との共通分野ということでした、1点、質問させていただきます。

簡潔に申しますと、住民の合意形成の結果が、提言や河川整備計画の内容と対立した場合に、河川管理者はどのような対応をされるのかということです。

具体的に申し上げますと、高水敷に整備しておりますグラウンドや公園を堤内地の方に戻すといったしますと、莫大な経費がかかります。当市の場合を初めといたしまして、非常

に財政的に地方行政は逼迫しております。当市も 5 年前に比べまして、公園を初めとする公共事業費が半分になっており、今や福祉関係の予算にも削減の手が入らざるを得ない状況になっております。

そういった中で、既存に税金を投資した高水敷のグラウンドを廃棄し、これまでのさまざまなニーズに先んじて新たに堤内地に新しい施設をつくるのが市民生活にとってどうなのかなど、市民の方の合意形成が得られるかなということ、大変心配をしている状況です。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

ありがとうございます。

高水敷の利用については、あと、大阪市の山田さん、いらっしゃいますか。

○山田（一般参加者）

山田裕之と申します。都市部での高水敷の利用方法、また河川の利用方法、その都市部に住んでいる川の沿線の住民の今使っている内容等を実際にお調べになって、提言をおつくりになったのでしょうか。グラウンド等は堤内域につくりなさいということですけど、沿川都市部に野球グラウンドを、今これからつくるなんていうことは不可能だろうと思います。そういうことを全部調査されて、この提言書は書かれているのかということをお聞きしたいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

高水敷利用の考え方、基本的な考え方についての説明を、委員の方からお願いしたいと思います。有馬委員の方から、お願いをしたいと思います。

○有馬委員（淀川部会）

淀川の自然環境がどういうことになっているか。これを見ますと、川らしいという言い方をすると、川らしいとは何かと言われますが、かつて淀川が持っていた自然環境が殆ど残されていないのです。

去年の末、七草を探しに月亭八光と一緒に淀川を探しに歩いたのですが、十三でナズナを見つけました。ナズナだけです。鳥飼の大橋の下でセリだけ見つけました。それから後はないのです。どんどん上流へ上がって、八幡の合流点まで行って、やっとホトケノザが見つかりました。ハコベがやっと見つかりました。ハハコグサがいくら探してもないので、がっかりして帰ってきたのです。そういう自然環境のすごい変化が見られるのです。淀川は一面に緑に見えるのですが、その緑の正体というのは七草さえないような、そういう状態です。

何故そうなったのかということを考えると、高水敷に水が上がりなくなったということが 1 つ、大きな原因だと思われます。ゴルフ場やら運動施設ができた頃の状態はどうだったかということ、水が上ってゴルフ場が使えなくなったり、それから運動広場が使えな

くなったりという状態だったのです。

その頃の淀川と、今の淀川を比べますと、洪水注意報が出て、高水敷の手前まで水が来て、それ以上には上がらないのです。川が持っている大事な機能が失われてしまって、淀川の自然環境が変わってしまったのです。

グラウンドが憎たらしい、ゴルフ場が憎たらしいと言っているのではないのです。淀川の草むらを、我々が子どもの頃に経験した草むらに戻すにはどうしたらよいか、水を上へ上げないと駄目だろうという考えで主張しているのです。

グラウンドを撤去すれば、昔の淀川になるかということ、そんなことはありません。水を高水敷に上げないといけないと主張しているのです。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

主に植物という面から説明を頂きましたが、動物という視点から、紀平委員にご説明を補充的にお願いしたいと思います。

○紀平委員（淀川部会）

川というのは、水がつくるのです。先ほど、多自然型という話がありましたが、あれは人間中心に考えて、多自然型ブロック等を使えば自然が取り戻せると勘違いをしているわけですね。河川環境再自然化の方は、人が中心ではなくて水が中心で、水に川の自然をつくらせる手助けをするということです。

人が自然を支配できるという考え方は改めた方がよいのではないかなと思います。そうすることで、高水敷には水が上がって、そして川らしさがよみがえって、川の自浄作用というものを少しでも取り戻して、安心して飲める水をつくりたいと、そういうことを願っています。

それと、1年間で3日間しか水が来ないような場所があるのです。樟葉のゴルフ場のそばなのですが、そういうところにもビワコオオナマズが、産卵にやっていたという事実がわかりました。要するに、水辺移行帯、緩傾斜になっていて水がだんだん増えていくところというのは、魚類にとっては非常に重要な産卵場所になるわけです。人間も生態系の一員であるということを忘れてはいけないと思います。

ですから、そういうところをもう一度取り戻したいということを考えております。

○山田（一般参加者）

私に質問に答えてください。淀川沿川堤内域の地域の環境を調査されたのですかという質問です。住民の利用方法等を調査されて、聞かれて提言をされているのですかという質問をしているのであって、その辺は実際、流域委員会の方で調査をされたのですか、答えてください。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

具体的な場所に関して、具体的にどういうところへ堤内地に建設が可能かというところ

までは、検討は行っておりません。まだそこまで行っておりません。今後の河川整備計画の具体的な原案が出てくれば、そういうところについての意見、報告を加えなければならないということが出てくる可能性があると思います。

詳しく一問一答でやればよいのですが、限られた時間で申し訳ありません。

利水の部分ではお 2 人、寝屋川の方の水田さんと、それから、枚方の平山さんから、1 つは舟運が必要ではないかということとか、それから、既得水利権の見直しということが、実行を直ちにできるのかという点のご質問も一応出ておりますが、これは提言の中に、舟運については具体的には書いてないと思いますが、水利権については書かれていると思いますので、ご容赦願いたいと思います。

住民参加のところで質問が 4 人の方から出ておりますが、その中で、住民参加のあり方ということについて積極的な提言があるのだけれども、無償のボランティアを前提にした活動では、活動が長続きしないのではないかというご質問、これは宇治市の方の山田さん、簡潔にご質問をご説明下さい。

○山田（一般参加者）

山田晴美と申します。単純な話です。いつまでも無償のボランティアという形で住民参加を考えておられるのであれば、責任あるというか、長続きする活動というのはなかなかできないと思います。皆さま、高潔な方が多くて、無償でやっている方も多いと思いますが、私は住民参加ということをきちんと位置付けるならば、有償のボランティアという形を考えて頂きたいと思います。どちらかという、これは要望です。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

三田村委員、その点ご意見をどうぞ。

○三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

やはりボランティアは無償だろうと思います。それから、少しお手当を頂いて関わる方も必要でしょう。二極化していくのではないかと思います。

例えば 4—25 ページのところに提案しておりますように、河川レンジャーとか、そういうところでご活躍して頂く人たちには手当てして頂きたいと思います。そういう意味において、これらの人材の育成は、人事が絡みますので、国土交通省だけではできませんので、関係省庁とか自治体と協力して国土交通省は考えて頂きたい、という表現にしてあります。そこでは、やはりお手当を支払って頂いて、活躍して頂くということです。

もう 1 つは、全くの無償というのはやはり考えものでしょうけれども、ボランティアも必要だろうと思います。ただ、従来のように全然、電車賃もなし、何か事故があっても薬代もなしというのは、長続きしないので、せめてその辺は、どこかがお手当をするようなシステムをつくっていかないといけないと思います。特に年配の人たち、職を退いた方たちの活躍というのは、非常に大事だろうと思います。年配の方たちは、数十年前の河川の状態とか、湖の状態をご存じで、目標値のようなものを体で覚えていらっしゃると思いますので、

そういう人たちに活躍して頂く。それで、そういう人たちは元気を取り戻すということにもなります。

私の勝手な解釈ですけども、電車賃と薬代でよいのではないかなと思いますけども、駄目でしょうか。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

住民参加については、あと、池田市の丸一さんといわれますか、それから、滋賀県の東郷さん、近江八幡の高田さんから頂いておりますが、恐縮ですが、時間がもう残り僅かになりましたので、最後の質問に移らせていただきます。

今回の提言が、今後どのような形で具体化され、反映されていくのかということについて、5名の方からご質問があります。高槻市の鍵谷さん、質問内容をご説明下さい。

○鍵谷（一般参加者）

鍵谷誠一と申します。一市民として、非常によい理念のものが今回提言されたと考えているわけですが、問題は、これがどう実行されるのかが、やはり市民としては一番気になるところです。

よい提言がされても、その後の扱いによっては骨抜きがされて、小骨から大骨まで抜かれてしまったのでは、結果として何も実現しないのではないかという心配があります。そういう意味で、この提言を、今後どのように国土交通省が扱われるのかというのが1点です。

もう1つは、流域委員会としては、この提言が本当に実現されていくプロセスをフォローされるかどうか、お聞きしたいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

今ご質問頂いたのと同じような内容のご質問が、あと3人の方からも同じような趣旨で出ております。これはやはりこの提言が、今後どのように具体化されて

いくのかという点のご質問だと思います。

これは、委員長にちょっとお願いしたいと思います。

○芦田委員長（委員会）

塚本委員の方がよいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

委員長指名ということで、塚本委員、よろしくお願いします。

○塚本委員（委員会・淀川部会）

委員会の中とかでもお話しさせてもらっていたのですが、委員会提言というのは、あくまでこうすべきだということを最大限に、今回、皆さまいろいろな分野の方たちが集

まってつくり上げてきました。

先ほど、漁業のことで理想だと言われました。しかし、もし理想というものがなければ、日々、事象、起きていること自身を容認していただくだけです。人々はこの3、40年、あらゆることに無関心になりました。その1つの例が、例えば川を歩くと、大人たちは自分の足元のことなのに、えっ、こういうふうになっていたのかと驚きます。町そのもの、それから、その足元そのものすら、実際は見えていないのですよ。

私自身は、「環境」という言葉は殆ど使いません。ということは、これからの時代というのは、暮らしをどうしていくのか、長く継続して、本当に和みになる町で暮らしていけるにはどうしたらよいのかということが、一番底辺にあります。

それで、私がやっていることを少しお話しさせていただきます。

こういうものを、もしその理想に近づけようとしたら、いろいろなご意見が出ましたけども、各分野が、要するに行政も含めて各系が、それぞれ、ある政策、或いは方策に対して個々にやってしまってきたわけです。そのことが、私自身は都市河川に一番詰まっていると思います。都市の川は、殆ど川をなしていません。溝ですよ。子供たちも遊べません。道路が真ねきにあって、土地をどんどん、1cmでも、何とか金のあれにかえられて使ってしまっています。過ごせるスペースではなくなってきたわけです。川だけではない、道路も住宅も、それから交通のことも、いろいろなことを皆さま一緒に考えていってやらないと、実現しないのです。

ということは、行政だけではできないのです。住民自身が、やはり自分たちの暮らしをもう一度どうするかということを考えて、一步でも半歩でも動くことですね。考えて動くことが大事です。そうすると、テーマが出てきます。その具体に対して、また皆さまが動いていこうということです。

今、ちょうど「世界子ども水フォーラム」で子供たちの総合学習が始まっていて、いろいろな川や環境のことをやっています。そうすると、大人はびっくりしますよ。大人の役目で寸劇をやります。大人は見えていませんから、ゴミを捨てようとします。大人の役目として、川を汚すのは大人の役目としたら、子供がかわりにやるのです。そういうことまで子供たちは考えているのですね。川自身をよくして欲しいと思います。

そういうことを考えたら、皆さまそれぞれ1人1人が、自分たちに何ができるのかということを考えてやる必要があります。これをやらないと、流域委員会の専門家のように、もっと本当に実体のある専門家になってきたりしないわけです。ですから、総合的にやるということも、実現するということも、皆さまと一緒に、こういうことを実現していくためにどういうことがやりにくいかということを、少しでも実現するような方向に向かっていくという土台が、これからはより必要であるということです。

○芦田委員長（委員会）

絵にかいたもちにならないようにというご心配だと思いますが、国土交通省は、提言を誠実に、真摯に受け止めてやろうということですから、それを私は信じているわけです。

これからこの提言に基づいて、国土交通省は原案をつくるのです。その原案ができた段

階でさらに流域委員会で審議して、さらにそれをよいものにしようとしています。

それから、河川整備計画後のフォローをしていくシステムも考えておりますので、何とか今ご心配のことがないようにしたいと思います。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

ちょうど5時になりました。予定の時間を30分オーバーしたのですが、この辺りでこの意見交換会を終わらなくてはならないと思います。

○三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

「住民意見の聴取・反映方法に関する提案」について、この黄色い紙をご記入の上、是非最後の回収箱に入れて頂きたいのです。よろしくお願いします。

○寺田委員（委員会・淀川部会）

これから、具体的な住民意見聴取および意見反映方法についての追加版の提言を、近日中に行わなくてはならないということで、そのヒントを皆さまから学びたいということです。委員からのたっぺのお願いということです。皆さまどうか、何かよいアイデアをよろしくお願いをしたいと思います。

それで、先ほど委員長が、最後にも冒頭にも申し上げたわけですが、淀川水系流域委員会は、これまでの問題の検討の仕方というものについて、根本的な転換をするということから実は始まりました。今回の提言は、河川整備についての根本的な理念の転換ということをお願いしているわけですが、そういう提言をする一番のスタートの時点で、実は流域委員会自身の審議の仕方、検討の仕方の根本的な転換から始まったわけです。それは、同時に、今日もたくさんの委員がおりますけども、選ばれた55人全員の委員の意識改革から始まったのです。

つまり、これまでの検討の仕方は、事務局なり、もしくは事業者である、例えば河川であれば河川管理者が一定の原案をつくって、それを示して、そして審議会なり委員会に諮って答申を受けて、そして少々修正して計画を完成させるというものでした。つまり、一定意見をちょっと聞きますということにとどまっておりました。

河川法の改正は、その辺りについては具体的な手法は何ら言ってないのですが、やはり平成9年に改正されたこの河川法改正は、その程度のことで改正されたわけではありません。従って、根本的に審議の仕方、それから審議を行います委員自身が意識改革を行わなくてはならないということで、みずから自分たちが、その基本的な案をつくっていいこうではないかというところから出発をしなければならなかったわけです。

原案を示してもらって文句を言うだけであれば、非常に簡単なのです。しかし、そういうことではよいものができるはずがありません。ですから当初は、委員の皆さまが、自身自身の意識改革を一定の時間をかけながらやっていったという経過があります。

それからもう1つは、流域委員会自身が、この問題について関心を持ってもらっている多くの方々からの広範な意見を、多種多様な意見をできる限り吸収してやっていこうとい

うスタンスでもってやってまいりました。

今日も、こうしてたくさんの方が、土曜日にもかかわらずご出席を頂いているわけですが、そのような多様な意見というものを、委員が可能な限り吸収をして、そして学ばせて頂いて、そして検討を続けるというスタンスで、これまでやってまいりました。もう既に、委員会発足から丸2年がたちます。この間に委員の皆さまは随分と学習をされたと思います。皆さま、各界の専門家ばかりですが、その専門的な知識だけを、専門の部分、その範囲で意見を言うということにはとどまらないのです。自分の専門的な領域を超えて、良識的な、常識的な意見を出して、そしてその検討をし合うのだというスタンスで、実は流域委員会の運営、審議をやってきたわけです。そういうところを皆さま是非ともご理解を頂きたいと思います。

従って、これからも今日のように、可能な限り、今後の流域委員会、または最終的にはこの河川整備計画ができるまでの間、関心を持って頂いて、そして、少しでも多くの意見をできる限りお出し頂きたいと思います。自分がせっかく出した意見がどれだけ反映されているかということで、なかなかそれが反映されないという部分があるかもしれませんが、私たちは全部、意見には目を通しております。そして、その中で学べる分は学ばせて頂いています。そういうようなスタンスを今後も続けていきたいと、そのように委員全員が考えております。

今後、河川管理者から河川整備計画の原案が示され、具体的な検討に入ります。本当にこれからが本番です。そのような検討段階で、これまでのスタンスを同じように、それをもっと発展をさせて、いろいろの形で多くの住民の方、また地方自治体の方、関係機関の方、あらゆる方にこの問題についての意見をお出し頂いて、それを参考にさせて頂き、またそれを取り込んで、十分な、よりよい適切な計画が最終的にはでき上がるように努力をしていきたいと、委員全員が考えております。今後とも、この淀川水系流域委員会の活動に、是非とも関心と監視の目を持ってフォローをして頂きたいということをお願いいたします。今日の提言説明会の終わりの言葉にさせて頂きます。

ありがとうございました。

○庶務（三菱総合研究所 近藤）

これにて、淀川水系流域委員会提言説明会を終わらせて頂きます。皆さま、ご参加ありがとうございました。

アンケートの方もよろしくご記入の上、出口でお渡し下さい。

なお、次回委員会は今月、1月24日に京都国際会館で午後2時から開催いたします。あわせてご出席下さい。

今日は、お休みの日においで頂いて、どうもありがとうございました。

以上

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/7/16開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間を目処に期限を延長。発言者にその連絡を行い、確認期限を延長する。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。